

令和2年10月1日より接種間隔の規定が改正されました。注射生ワクチンどうしを接種する場合は、27日以上の間隔が必要ですが、その他の制限はなくなります。異なる種類のワクチンを受けるときの間隔は次のとおりです。

- 【現行通り】 ●注射生ワクチン ⇒ ●注射生ワクチン : 27日以上
- 【制限なしへ変更】 ●注射生ワクチン ⇒ ▲経口生ワクチン : 制限なし
- 【制限なしへ変更】 ●注射生ワクチン ⇒ ☆不活化ワクチン : 制限なし
- 【制限なしへ変更】 ▲経口生ワクチン ⇒ ●注射生ワクチン : 制限なし
- 【制限なしへ変更】 ▲経口生ワクチン ⇒ ▲経口生ワクチン : 制限なし
- 【制限なしへ変更】 ▲経口生ワクチン ⇒ ☆不活化ワクチン : 制限なし
- 【制限なしへ変更】 ☆不活化ワクチン ⇒ ●注射生ワクチン : 制限なし
- 【制限なしへ変更】 ☆不活化ワクチン ⇒ ▲経口生ワクチン : 制限なし
- 【制限なしへ変更】 ☆不活化ワクチン ⇒ ☆不活化ワクチン : 制限なし

●【注射】生ワクチン	☆不活化ワクチン
BCG	B型肝炎 ヒブ 小児用肺炎球菌
MR(麻しん・風しん)	DPT-IPV(4種混合) DT
水痘(水ぼうそう)	不活化ポリオ 日本脳炎
おたふくかぜ など	子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症) 予防ワクチン
▲【経口】生ワクチン	
ロタウイルス など	インフルエンザ など

※同一種類のワクチンを複数回接種する場合において、接種の間隔に関する定めがある場合はその定めるところにより継続されます。